

「人権教育・啓発に関する基本計画」とヘイトスピーチに関する要望書

2024 年 8 月 1 日

弁護士 師岡 康子

1. 要望の主旨

「人権教育・啓発に関する基本計画」の見直しにあたっては、国が人種差別撤廃条約¹の義務である人種差別撤廃政策として、ヘイトスピーチ解消法の目的であるヘイトスピーチの解消におけた全体的な基本計画を組み立て、その中の教育・啓発についての基本計画部分を「人権教育・啓発に関する基本計画」に組み入れることを要望する。

以下では、前提となる日本の状況を概観した上で、具体的な要望内容について述べたい。

2. 要望の前提——日本の状況

2-1. ヘイトスピーチの定義とそれによる害悪²

ヘイトスピーチとは、広義では差別的言動、言動による差別である。人を国籍、民族、性、障害、性的指向、性的アイデンティティ、社会的出身などの属性で一括りにし、その属性を有する人々を社会の一員として認めず、もしくは二級市民と位置づける歴史的に形成された構造的差別の一角であり、劣った、悪質、異質なものの、生きる価値、存在する価値のないものとして表現する。それゆえ、ターゲットとされた人たちの人間としての尊厳を傷つけ、苦痛、怒り、屈辱、沈黙、恐怖、絶望をもたらす。「魂の殺人」ともいわれ、被害者は心身の健康を破壊され、生命の危険を感じるほどに追い詰められる³。

とりわけ危険なのは、特定の属性をもつ人々に向けられた差別の煽動である。差別意識、敵

¹ 人種差別撤廃条約の条文などは外務省 HP「人権外交 人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/index.html>)を参照。以下、最終閲覧日は全て 2024 年 7 月 24 日

² 詳細は文末の参考文献中の師岡康子(2013)や金尚均(2017)などを参照。

³ 例えば、2009年の「在特会」のメンバーらによる「京都朝鮮学校襲撃事件」では、ヘイトスピーチを含む罵声を浴びた生徒たちが恐怖で泣き叫び、事件後も少しの物音に恐怖を感じてしまうといった事態が続いた。また、教員や保護者も恐怖感に打ちひしがれ、裁判を起こすのを躊躇するなど声をあげにくい状況に追い込まれた。本事件の詳細は中村(2014)を参照。このほか、ヘイトスピーチの被害について以下の記事も参考になる。

NHK「祖国へ帰れ」は差別的で違法 その判決が投げかけるものとは」[2023 年 11 月 18 日](<https://www.nhk.or.jp/minplus/0018/topic063.html>)。

神奈川新聞「SNS上の攻撃なぜ起きた えたいの知れぬ憎悪の渦、3カ月で80万件」[2024 年 7 月 24 日](<https://www.kanaloco.jp/limited/node/1096380>)。

意を社会に浸透させ、その人々に対する直接的な暴力、ヘイトクライム⁴（偏見、差別に基づく犯罪）、さらにはジェノサイド（特定の属性を有する集団の全部または一部の殺害）⁵、戦争へとつながる。

このようにヘイトスピーチはマイノリティの人々を日々苦しめ、同時に、社会に差別と暴力を蔓延させ、民主主義社会を破壊する、深刻な害悪をもたらす。

2-2. 国際人権基準とヘイトスピーチ解消法

このようなヘイトスピーチの害悪は国際社会の共通認識である⁶。1995年に日本も締約国となっている人種差別撤廃条約は人種主義的ヘイトスピーチへの危機感から、1965年、主要な国際人権条約のうち最初に制定されるに至った。

同条約は、ヘイトスピーチを含む人種差別について、締約国に「人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとる」こと（第2条第1項本文）を約束させ、あらゆる人種差別を「禁止し終了させる」ことを基本的義務として定める（同項(d)）。そのうえで、教育と啓発に関連しては、第7条で、「締約国は、人種差別につながる偏見と戦い、諸国民の間及び人種又は種族の集団の間の理解、寛容及び友好を促進し並びに国際連合憲章、世界人権宣言、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言及びこの条約の目的及び原則を普及させるため、特に教授、教育、文化及び情報の分野において、迅速かつ効果的な措置をとることを約束する」と定めている。

よって、ヘイトスピーチに関する人権教育・啓発について基本計画を立てる際、同条約に定められた義務が土台となるべきである。また、同条約制定後、同条約の義務履行監督機関である国連人種差別撤廃委員会が解釈基準として発展させてきた一般的勧告⁷や、国連人権高等弁務官事務所など国連人権諸機関がまとめてきた文書⁸も、ヘイトスピーチに関する国際人権基準として参考になる。

さらに、ヘイトスピーチについては、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の

⁴ ヘイトクライムの意義、歴史、日本における近年のヘイトクライムの例や対策などについての詳細は、外国人権法連絡会（2022）を参照。

⁵ 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約（ジェノサイド条約）の邦訳は「データベース『世界と日本』」（<https://worldjpn.net/documents/texts/mt/19481209.TIJ.html>）を参照。

⁶ 例えば、国際連合広報センターHP「ヘイトスピーチを理解する：ヘイトスピーチとその実害」（https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/48218/）が参考になる。

⁷ 「一般的勧告35」を含む各勧告の全文は日本弁護士連合会HP「人種差別撤廃条約 条約機関の一般的勧告」（https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/race_general-comment.html）を参照。

⁸ 例えば、「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議」（ダーバン会議）で採択された「ダーバン宣言・行動計画」（2001年）は、国連広報センターHP「反人種主義世界会議（非公式訳）」（https://www.unic.or.jp/files/print_archive/pdf/world_conference/world_conference_1.pdf）を参照。

解消に向けた取組の推進に関する法律」⁹（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）が成立している。同法は第 1 条（目的）で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題」とし、そのための取組として、教育については第 6 条第 1 項で「国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。」とし、啓発については第 7 条第 1 項で「国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする」とする。

2-3. 日本におけるヘイトスピーチの状況¹⁰

民族などを理由とするヘイトスピーチは戦前より繰り返されてきたが、2016 年にヘイトスピーチ解消法が制定された背景には、2000 年代後半から、ヘイトスピーチを叫ぶデモや街頭宣伝（以下、ヘイトデモ、ヘイト街宣）が差別主義団体により繰り返されるようになり、社会問題化したことがある。2014 年にはヘイトデモだけで全国で年間 120 回にも及んだ¹¹。

解消法施行後、ヘイトデモの回数は減少したが、ヘイト街宣の回数はほとんど減っていない。公人の差別発言や報道・出版におけるヘイトスピーチ、そしてインターネット上のヘイトスピーチは止まっていない。

特にネット上のヘイトスピーチは拡散力が大きく、それがヘイトクライムに直結し、連鎖している状況にある。例えば次の二つの事件は、そのことを明瞭に表している。

1 つは 2021 年 7 月から 8 月にかけて起きた在日コリアンの民族団体の韓国民団愛知の建物、名古屋韓国学校の校舎、京都府宇治市在日コリアン集住地区のウトロ地区の民家への連続放火事件である。ウトロでは 7 軒が焼失し、民家には小学生 2 人も居住していたが、たまたま外出しており、死者はでなかった。だが、子どもたちが飼っていた犬は煙にまかれ死亡した¹²。

加害者は 22 歳の日本人男性であった。メディアの取材に対し、Yahoo! ニュースのコメント欄を見て、在日コリアンは特権を持っていると思い、コリアンに憎悪を持ったと答えた。さらに、自分が事件を起こすことによって、「ヤフコメ民（Yahoo! ニュースのコメント欄に書き込む人びとの総称）」を煽動することを狙ったとも述べた¹³。これはヘイトクライムによりヘイトスピーチを再生

⁹ ヘイトスピーチ解消法に関する情報は法務省 HP「ヘイトスピーチ、許さない。」（https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html）を参照。

¹⁰ ヘイトスピーチの対象は、外国ルーツの人々に限られず、女性、障害者など様々なマイノリティに向けられているが、当職の専門分野は人種差別なので、本稿で示す状況は、基本的に人種主義的ヘイトスピーチに限定している。

¹¹ 排外主義団体によるデモや街宣数は、団体らの活動を調査している odd_hatch（X アカウント名）氏作成の「レイシズム監視情報保管庫」（<https://odd-hatch.hatenablog.com/>）を参考にしている。

¹² BuzzFeed「自宅と思い出、そして愛犬を奪った放火事件。“ネットの書き込み”がもたらした二次被害とは」[2022 年 6 月 21 日]（<https://www.buzzfeed.com/jp/kotahatachi/utoro-arson-hatecrime-trial-3>）。

¹³ BuzzFeed「『ヤフコメ民をヒートアップさせたかった』在日コリアンを狙った 22 歳。ウトロ放火事件“ヘイトクライム”の動機とは」[2022 年 4 月 15 日]（<https://www.buzzfeed.com/jp/kotahatachi/utoro-arson-hatecrime>）。

産、またはより加速・強化させようとしたことを意味する。実際に彼の期待通り、事件を報道した記事のコメント欄には「全部燃やせば良かった」などの大量の差別的な書き込みが投稿された¹⁴ (外国人権法連絡会 2022)。

次の事例が 2022 年 4 月に発生した、大阪府茨木市にあるコリア国際学園に男性が侵入し、火をつけて床を燃やした事件である。加害者は動機として「在日韓国・朝鮮人を野放しにすると日本が危険に晒される」と思い込み、同校保護者の名簿を盗み、一人一人を襲おうと思ったと供述している。彼も 29 歳の日本人男性であり、2 年前にはじめた SNS のツイッター (現在の X) からそのような危機感を持つようになったと述べている¹⁵。

両名とも在日コリアンの知り合いはおらず、差別主義団体に所属したことも、ヘイトデモ・街宣にも出たことがないという。ネット上に蔓延する差別書き込みを信じて、人を殺める危険性があるヘイトクライムにまで踏み切った。マイノリティは、見知らぬ誰かが、自分の属性だけを理由にいつネット内外で攻撃してくるか分からない、という日常的な恐怖にさらされているのである。

また、1923 年の関東大震災のときには、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」等の偏見に基づくデマが広がり、朝鮮人、中国人などの大量虐殺につながった (中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会 2009)。これは昔の話とは言えない。2011 年の東日本大震災のときにも、外国人窃盗団が被災地に出回っているとの差別デマが流された。後日に行われた研究者の調査によると、被災者の約 5 割の人がそのような噂を聞き、うち 9 割弱が信じたという (郭 2023)¹⁶。デマを聞いた右翼団体の関係者が警備隊を名乗り、催涙ガスや鉄パイプなどを持って被災地を見回り、行き違う人に話しかけて中国語を喋ったら「その場で殺しちゃえ」と考えていたと海外のネットニュースに語る動画が YouTube に残っている¹⁷。あるいは、被災地の取材に入ったジャーナリストが、モリやバットをもった数人の男性に囲まれ、地面に押し付けられるように座らせ、「おまえは中国人だろう」と詰め寄られる経験をしたことが報道されている¹⁸。

2024 年 1 月の能登半島地震の際も含め災害や新型コロナウイルス感染症のような疫病、事件、事故の度にネット上では外国人に関する差別デマが流されており、いつでも物理的なヘイトクライムが起きうる危険な状態となっており、一刻も早い対応が必要である。

¹⁴ BuzzFeed「『ヤフコメ民』煽ろうと… 在日コリアンねらった放火事件。ヤフーが判決うけコメント」[2022 年 9 月 9 日] (<https://www.buzzfeed.com/jp/kotahatachi/utoro-arson-hatecrime-yahoo-3>)。

¹⁵ BuzzFeed「『立憲は日本を滅亡に追い込む組織』『在日を野放しにすると…』辻元事務所やコリア学園、創価学会を襲撃した被告。裁判で語ったこと」[2022 年 10 月 13 日] (<https://www.buzzfeed.com/jp/kotahatachi/hatecrime-osaka-2>)。

¹⁶ HUFFPOST「災害時に生まれる『外国人犯罪』の流言。“気遣い”に潜む危うさとは【東日本大震災】」[2022 年 3 月 17 日] (https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_6228368fe4b0dd8abd5a9d6e)。

¹⁷ YouTube チャンネル VICE「Yakuza, Organized Crime, and the Japanese Right Wing」[2015 年 5 月 21 日] (<https://www.youtube.com/watch?v=qeWfPTCMCTo>)。

¹⁸ 共同通信「能登地震でもやっぱり出た、根拠のない『人工地震』 デマはなぜ広がる? かつてはオウム真理教も『阪神大震災は地震兵器の攻撃』」[2024 年 3 月 28 日] (<https://nordot.app/1141629932710511102?c=39546741839462401>)。

3. 「人権教育・啓発に関する基本計画」見直しに向けた要望

3-1. ヘイトスピーチ解消にむけての基本計画とそのための実態調査

人種差別撤廃条約及びヘイトスピーチ解消法の目的に照らし、国が、いつまでにどのようにヘイトスピーチをなくしていくのか、目標と計画を定めることが重要である。その中に、解消のための重要な政策として、人権教育及び啓発の計画が位置付けられるべきである。

ヘイトスピーチ解消法はヘイトスピーチを含む差別をなくす出発点とはなったが、解消に向けた基本方針・基本計画が立てられていないので先が見えず、被害者にとってはいつどのように日々の差別の苦しみがなくなるのかわからない状況にある。

地方公共団体も戸惑っており、同法施行後に設置された「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会ヘイトスピーチ対策専門部会」¹⁹において、東京都など8つの地方公共団体から国に対し2016年9月13日付で出された「ヘイトスピーチ対策法に関する要望」と題する文書において、ヘイトスピーチ解消に向けた「ヘイトスピーチ対策の全体フレーム」「内容やスケジュールを具体的に示してほしい」という要望も出された。しかし、未だにこれらの要望への対応がなされていない。

基本方針・基本計画策定にあたり、国がヘイトスピーチ解消法後の現状の把握、解消法にもとづく国・地方公共団体の取組とその成果と課題について調査、検討することが望まれる。

国は、解消法施行前の2015年秋に法務省の外郭団体に委託してヘイトデモ・街宣について調査を行い、解消法施行直後の2016年11月に外国籍住民に対し、国としてはじめて、ヘイトスピーチを含む差別についての実態調査を行った²⁰。しかしそれからすでに約8年が経過している。

今回のヘイトスピーチについての人権教育・啓発計画への組み入れを契機として、ぜひ実態調査を実施してほしい。

調査に際しては、ネット上のヘイトスピーチが深刻化し、前述のようにヘイトクライムとも直結して連続放火事件まで引き起こしていることから、特にネット上のヘイトスピーチについて詳細な実態調査を行うことを要請する。ネットの問題は全国共通であり、海外プロバイダが調査対象として重要なことから、国が調査主体となることが不可欠である。

3-2. 教育・啓発共通の内容

(1) ヘイトスピーチの意義

教育・啓発において最低限必要なのは、誰もが「何がヘイトスピーチか」を判断できるように

¹⁹ 以下、同部会の関連資料は法務省 HP「関係省庁・地方公共団体との連携」(https://www.moj.go.jp/JINKEN/stophatespeech_renkei.html)を参照。

²⁰ 文中で言及した2つの調査「ヘイトスピーチに関する実態調査」(2016)と「外国人住民調査」(2017)の各報告書は、法務省 HP「ヘイトスピーチ・外国人の差別に関する実態調査」(https://www.moj.go.jp/JINKEN/stophatespeech_chousa.html)を参照。

することである。それが判別できなければ、自らが発しないことも、他の人がやっているのを批判することも止めることも、なくしていくこともできないからである。

解消法第2条はヘイトスピーチの定義を定めているが、条文の規定だけでは、何がヘイトスピーチか、どのように判断すればよいのか、十分に明確とはいえない。

そこで、2で述べたような、ヘイトスピーチとは何か、当該行為がもたらす害悪、関連する不可欠の概念である人種差別と人権やヘイトクライム、ジェノサイドについて、国際人権法の観点もふくめて教育・啓発してほしい。また、具体的に、日本でどのような属性の人たちに対するヘイトがあり、どのような被害が生じているのかも内容に含めてほしい。

そもそも、ヘイトスピーチが生まれる背景には、歴史や現実、とりわけマイノリティに対する無知がある。人種差別撤廃委員会の一般的勧告 35²¹でも、「(締約国内の)『人種または民族』集団の歴史、文化および伝統に関する知識を奨励する措置が取られるべきである。教材は、相互理解と尊重の促進のために、すべての集団が、国の独自性を社会的、経済的および文化的な面で豊かにしてきたこと、ならびに、国の経済的社会的進歩に貢献してきたことを強調すべきである」と述べられている。

たとえば、在日コリアンに対する典型的なヘイトスピーチの一つには、在日コリアンには「特権」があるとの虚偽の言説がある(金 2014; 安田 2023)。それにより在日コリアンへの憎悪が煽られ、前述(2-3)のような放火事件といった物理的な犯罪行為に至った例がある。

戦前の植民地支配における加害の歴史に引き続き、戦後も旧植民地出身者は突如外国籍者とされ、教育、医療、社会保障、公営住宅、戦後補償などから排除された無権利状態に置かれた、現在でも原則として国家公務員にはなることができず、地方公務員就任権も制限され、国政・地方参政権もない²²。よって、在日コリアンに「特権」があるというのはまったくのデマであること、逆に歴史的に形成された構造的差別があることが社会の共通認識となることが、ヘイトスピーチ解消のため不可欠である。

直接属性による差別を経験していない人に対する教育・啓発の課題は、人ごとではなく、自らの問題としてとらえることができるようになることであろう。自分が外国人として生まれたら、などと自らを被害者の立場に置き換えて考えさせることが求められる。また、自らも実際にヘイトスピーチ・ヘイトクライムの被害者となりうること、たとえば新型コロナが蔓延した際に欧米では日本人、日系人も感染元として攻撃されたこと²³、心身の障害は誰でも負う可能性があることなどを知ること、自らの問題として把握できるようになる契機となりうる。

これらのヘイトスピーチの理解を踏まえ、さらに、解消法第3条(基本理念)に、「国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦

²¹ 日本弁護士連合会 HP「人種差別撤廃条約 条約機関の一般的勧告」(https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library/human_rights/race_general-comment.html)を参照。

²² 在日コリアンをはじめとする在日外国人に対する政府の政策、法制度の変遷については田中宏(2013)参照。

²³ 東京新聞「日本人も人ごとではない! アメリカで広がるアジア系差別 女性蔑視と重なり深刻化」[2021年4月24日] (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/100129>)

外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」とあるように、自らがヘイトスピーチをしないだけでなく、差別をなくすよう取り組むことが求められていることをぜひ教育・啓発内容に入れてほしい。

(2) ガイドライン

以上の内容を教育・啓発において伝えていくには多様な方法が考えられるが、国は、まず、ヘイトスピーチ解消法のガイドライン作成をしてほしい。法務省人権擁護局が公表した「参考情報2」（ヘイトスピーチ解消法第2条の解釈について）は有用ではあるが、誰もが判断できるようにするためには、具体例などを入れたより詳細なガイドラインが必要である。

前述のヘイトスピーチ対策専門部会第5回会議（2021年9月8日）においても、地方公共団体の担当者から、「ヘイトスピーチに該当する言葉、表現等を特定した通知を発してはどうか。」という要望がなされている。

なお、ヘイトスピーチと同様に差別の一形態であり、言動による差別も含む「セクシャルハラスメント」については、厚生労働省などが詳細なガイドラインを出している。

ガイドライン作成にあたっては、もっとも重要な資料として、人種差別撤廃委員会が出している一般的勧告 35「人種主義的ヘイトスピーチと闘う」などの国際人権基準があげられる。欧州でも独自の人権基準が発展しているし、各国での先進的取組も参考になる。たとえば、カナダでは、カナダ人権法第13条に違反するか否かを判断するガイドラインとして示された11項目の「憎悪の特徴(hallmarks of hate)」は、例えば「ターゲット集団が子ども、年配者、弱者等につけこむものとして描かれる」ことをヘイトスピーチの特徴としてあげるなど、わかりやすく、有用である(小谷 2013)。

なお、国内でも研究者や弁護士らで構成された「ネットと人権法研究会」が 2023 年に「オンラインヘイトスピーチガイドライン」²⁴を発表し、国際人権基準や各国の基準を取り込んだ具体的なガイドラインを発表していて参考になる。

(3) ヘイトスピーチに関わる資料

ヘイトスピーチを理解し、なくしていくための重要な資料として、具体的には、下記のものがあげられる。

① ヘイトスピーチに関連する判例、決定²⁵

② ヘイトスピーチに関連する国際人権基準

<具体例>

ア) 人種差別撤廃条約、および人種差別撤廃委員会の一般的勧告 30 および 35 (CERD/C/GC/30、2004年8月5日および CERD/C/GC/35、2013年9月26日)

²⁴ 本ガイドラインは「ネットと人権法研究会」HP (https://drive.google.com/file/d/1Ojrj3PAmOlXl9Z_obG5VOHJ6Xpznv2ri/view) から取得できる。

²⁵ ヘイトクライム関連判例については、外国人人権法連絡会(2022)の巻末資料を参照。

- イ) 国連人権高等弁務官年次報告(付録に「ラバト行動計画」)(A/HRC/22/17/Add.4、2013年1月11日)(NGOによる日本語訳あり)
- ウ) マイノリティ問題に関する国連特別報告者報告書(ヘイトスピーチ・差別扇動に関する章)(A/HRC/28/64、2015年1月5日)(NGOによる日本語訳あり)
- エ) 人種主義と不寛容に反対する欧州委員会(ECRI)「ヘイトスピーチに対する闘いに関する一般政策勧告」第15号(2015年12月8日採択)
- オ) 国連ヘイトスピーチ戦略²⁶
- ③ ヘイトスピーチに関連する憲法、法律、条例²⁷
- ④ 各国におけるヘイトスピーチに関連する先進事例

(4) インターネット・リテラシー

インターネット上のヘイトスピーチは、インターネットにおける人権侵害・誹謗中傷の一種ともいえるが、それらの共通の問題に加え、差別であり、それがマイノリティにもたらす深刻な被害及びヘイトクライム・ジェノサイドへつながり社会にもたらす特別の害悪があることを、インターネット・リテラシー向上のための教育・啓発の中に特別の一項目としていれるべきである。

3-3. ヘイトスピーチに関する教育

(1) 学校教育

学校教育の教育課程の中に、ヘイトスピーチについて3-2で述べてきた内容を明記し、組み入れるべきである。

これらを教員が教えることができるよう、教職課程の中に、ヘイトスピーチをはじめとする差別問題を組み入れることは、ヘイトスピーチをなくす教育の実現のために必要不可欠である。

学校では、これらの知識を学ぶことのみならず、根本的に差別をなくしていくための教育実践を行ってほしい。

学校には必ずマイノリティの子どもたちがいることを認識し、マイノリティの歴史、文化、言語などを教え、尊重する学校運営、プログラムを行うべきである。例えば、地域に住む外国籍の大人がその歴史、文化などを教える授業を組み込むなどは有意義である。

また、マジョリティの子どもたちが、差別の加害と被害について実感できる多様なプログラムをいれることが重要である。例えば、差別について歴史資料館や、差別に関連する事件がおこった現場などを訪問することも教育プログラムとして有用である。例えば、ヘイトスピーチからヘイトクライム、朝鮮人、中国人への大量虐殺へつながった関東大震災における虐殺については、在日コリアンの多くが親族などを殺されたり、逃げた経験を持ち、もしくは語りついでおり、その

²⁶ 邦訳は反差別国際運動(IMADR)HP「国連と反ヘイト—2つの取り組み」(https://imadr.net/books/212_3/)を参照。

²⁷ 各地方事態での条例制定の状況は、一般社団法人地方自治研究機構HP「ヘイトスピーチに関する条例」(http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/001_hatespeech.htm)に詳しい。

ような話を聞いたり、書籍・映像などから学ぶことは繰り返さないための大きな意義がある。

さらに、学校でマイノリティの子どもたちへの差別が行われた場合に備え、いじめ一般ではなく、差別についての対応できるよう、マイノリティの属性を有する人に相談できるようにするなど、の体制を整備することは、被害者救済のため不可欠である。

(2) 地域・社会教育

学校だけでなく、地域で差別をなくす教育を行うことが、社会から差別をなくしていくために重要である。地方公共団体は、ヘイトスピーチなどの差別問題を住民が日常的に学ぶことがで
きる場を提供するよう取り組み、国はそれを支援してほしい。

たとえば川崎市では、日本人と在日外国人が、市民としてこどもからお年寄りまで相互にふれあい、お互いの歴史・文化等を理解し、人権尊重の精神に基づき、差別をなくし、共に生きる地域社会をつくっていくことを目的として、「川崎市ふれあい館」を条例により設置した²⁸。そこは国籍、民族など関わらず、地域の子どもたちから高齢者まで安心してともに遊び、学べる居場所となっている。常時、人権や多文化を学ぶカリキュラムが提供され、また、地域の市民のサークル活動などの交流の場所ともなっている²⁹。

2020 年 1 月に、同館に、在日韓国朝鮮人を皆殺しにする、爆破するとの脅迫状が届き、ヘイトクライムの標的になったとき、地域の町内会長が先頭に立ち、毎日のようにふれあい館に通って見回りを行い、川崎市に警備を要請するなどしたこと³⁰は、同館が行ってきたヘイトスピーチ、差別をなくし、ともに生きる地域社会を築く取組が実を結んだ証ともいえよう。各地方公共団体でこのような常設の差別をなくしていくための交流施設がつくられることは大変有効であり、国としてそれを支援する取組を要請したい。

(3) 公務員に対する教育

ヘイトスピーチをなくしていく第一義的責任は、国、地方公共団体などの公的機関にあり、そのためには国会議員も含め全ての公務員に対するヘイトスピーチについて定期的に研修を行うことは必要不可欠である。

特に裁判所、検察、警察、入管職員などの権力的作用を有する公務員がヘイトスピーチについて研修を受け、なくす立場に立つことは極めて重要である。

特に警察、検察は、ヘイトクライムの被害者がその被害を相談する先であり、そこでヘイトスピーチ・ヘイトクライムについて、また、その前提となっている歴史的背景について知らないものが対応した場合、深刻な二次被害が生じる。

²⁸ 川崎市 HP「川崎市ふれあい館条例」(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/cmsfiles/contents/0000007/7425/file13355.pdf>)を参照。

²⁹ 川崎市ふれあい館 HP (<http://www.seikyu-sha.com/fureai/>)を参照。

³⁰ タウンニュース「ヘイト脅迫年賀状 地域でふれあい館守れ 町会長『看過できない』」[2020 年 1 月 31 日] (<https://www.townnews.co.jp/0206/2020/01/31/515764.html>)

また、ヘイトデモの現場の警備に来ている警察官が、ヘイトスピーチ解消法の存在自体を知らなかったり、警察官が「土人」などの差別的発言をしたこと³¹やレイシャル・プロファイリング³²も問題となっている。

国連人種差別撤廃委員会からも、警察官に対する、解消法に関する研修プログラムを実施するよう勧告がなされている（2018年総括所見・パラ14(f)）。

3-4. ヘイトスピーチに関する啓発

(1) 啓発内容について

啓発の内容については、3-2で提示したところであるが、特に要請したいのは、「ヘイトスピーチ許さない」などの抽象的な表現ではなく、現実に行われているヘイトスピーチを示して、それがヘイトスピーチであり許されないと示してほしいということである。

法務省がウェブサイトで示している脅迫型、侮辱型、排除型のみならず、前述の在日特権などの典型的なデマの例や、判例でヘイトスピーチとして認定された例などを具体的に示すことが重要である。

もちろん、その際、不用意に、ヘイトのターゲットとなっている人々の目に触れて傷つけることのないよう、また、差別の煽動に悪用されないよう、注意書きを入れるなどの表現の工夫は必要である。

しかし、インターネットでは毎日新たな大量のヘイトスピーチが公開の場に流され続けている現実があり、マイノリティもマジョリティもそれらに触れないことは困難である。それにより、マイノリティは人間としての尊厳を傷つけられて苦しみ、かつ、差別と暴力が社会で醸成され続けている。このような公表されているヘイトスピーチに対しては、公的機関が公に差別であると明確に非難することが、ヘイトスピーチを抑止し、その害悪を食い止めるためには必要である。

一般社会に向けた啓発のみならず、実際にヘイトスピーチをしている人たちに向けて、ヘイトスピーチをやめさせる、また、ヘイトスピーチの悪影響を止める実効性ある啓発活動を行ってほしい。

(2) キャンペーン

首相や首長などが先頭に立ち、メディアや著名人などの協力も要請し、ヘイトスピーチをなくす大々的、定期的、頻繁にキャンペーンを行うことは効果がある。

現在、12月に人権週間が設定されているが、たとえば、ヘイトスピーチをなくす月間などを設定し、様々な国籍・民族の人々など、マイノリティからの発信の場を提供することなども有用であろう。

たとえば、アメリカやカナダでは毎年2月、イギリスやアイルランドでは毎月10月が、アフリ

³¹ 毎日新聞「沖縄『土人』暴言 29歳巡査部長と26歳巡査長を戒告」[2016年10月21日] (<https://mainichi.jp/articles/20161022/k00/00m/040/048000c>)。

³² レイシャルプロファイリングについては、東京弁護士会(2024)を参照。

カ系の人々への差別を克服するために、「黒人歴史月間 (Black History Month)」が定められている。その間、アフリカ系の人たちがこれらの国々の発展に貢献してきた歴史を振り返り、功績を称えるキャンペーンが実施されている³³。

(3) 緊急時の発信

現在、災害、事件などの度に必ず発生する危険な差別デマに対しては、即座に、首相、首長など公的機関が、それは差別デマであることを、テレビ、新聞、ラジオ、ネットなどで被災地をふくむ多くの人々に伝わるよう発信することが重要である。それにより、間違った情報によるヘイトクライムを防ぎ、また、マイノリティの人々の恐怖を和らげることが期待できる。

なお、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」では、第 24 条で、「県は、災害その他緊急事態の発生時において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする」とし、県がこのような啓発を行うことを義務として定めていることが参考になる。

また、ヘイトスピーチやヘイトクライムによりマイノリティが被害にあった場合にも、首相、首長などが、速やかに公に非難し、実際に現地を訪れ、被害をうけた人々に会い、共感・連帯を表明することも、加害を止め、被害者救済のために重要である。

諸外国では大統領など責任者が直ちにこのような行動・発信をすることが一般的に行われている³⁴。

(4) ヘイトデモ・街宣の現場における啓発活動

ヘイトデモ・街宣は現在も継続し、ターゲットをされた人々を苦しめ、社会に差別と暴力を広げている。現場には差別に反対する市民がかけつけ、反対するプラカードなどを掲げているが、第一にヘイトスピーチと悪影響を抑えるべき責務があるのは公的機関である。

ヘイトスピーチ解消法施行後は、ヘイトデモの現場で、たまに、警察官からデモ隊の先頭車両より、「法律に基づき国民は本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければなりません。みなさまのご協力をお願いします」とのアナウンスがされることもあるようになった(瀧 2019)が、全国で行われているわけではなく、運用基準も明らかではない(日本弁護士連合会 2020)。

ヘイトスピーチ解消法施行直後の 2016 年 6 月 5 日には、法務省が、川崎市で予告されていたヘイトデモの現場に「ヘイトスピーチを許さない」との表示を掲げた広告宣伝車を出し³⁵、

³³ ナレッジキャピタル「黒人歴史月間ーアフリカ系アメリカ人の功績を称える月」[2024 年 3 月 13 日] (https://kc-i.jp/activity/kwn/patrick_s/20240313/) .

³⁴ 外国人入国法連絡会 (2022) の「各国のヘイトクライム対策」を参照。

³⁵ 法務省人権擁護局の 2016 年 6 月 5 日の投稿 (https://x.com/MOJ_JINKEN/status/739268802228060160) を参照。

ターゲットとなった在日コリアン市民を勇気づけた。そのように、ヘイトデモ・街宣の現場で、悪影響を抑えるための具体的な啓発活動を行ってほしい。

(5) 選挙運動におけるヘイトスピーチに対する啓発活動

選挙運動という名のもとでの差別主義団体によるヘイトデモ・街宣が行われており³⁶、地方公共団体からもどのように対応すべきか苦慮する声があがっている³⁷。

法務省が 2019 年 3 月 12 日に「選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について」との通知³⁸を出し、選挙運動だからといってヘイトスピーチが許されるわけではないとの見解を表明したことは意義があるが、実際に抑止効果をもたらすよう、選挙前及び選挙中も、ヘイトスピーチを批判する大きなキャンペーンを行ってほしい。

(6) ネット上のヘイトスピーチ

毎日大量に投稿されているネット上のヘイトスピーチの悪影響を阻止するためには、ネット上で首相、首長、法務省などが、ネット上で日々ヘイトスピーチを非難することが重要である。とりわけ悪質で悪影響の大きいものについては、ネット上で直接具体的に批判し、その影響力を止めるべきである。

(7) 情報の集約

法務省人権擁護局ウェブサイトにおけるヘイトスピーチに関する啓発の頁の内容は徐々に充実しつつあるが、ヘイトスピーチ関連情報はここを見ればわかるよう情報を集約してほしい。

具体的には、3-2に記載した内容、判例や国際人権基準、国内の関連条例、各国の法律を含め、すべて掲載してほしい。

もし、法務省のこの頁では不都合であるならば、今回の人権教育・啓発計画により、ヘイトスピーチに関する人権教育・啓発のため、政府のウェブサイトのどこかにヘイトスピーチ関連情報を一括する掲載する特設ページを設置することを求める。

【参考文献】

外国人入国法連絡会(2022)「ヘイトクライム対策の提言 一般公開版」, 外国人入国法連絡会 HP, (2024 年 7 月 24 日取得, <https://gjhr.net/2022/05/16/94/>).

郭基煥(2023)『災害と外国人犯罪流言——関東大震災から東日本大震災まで』松籟社。

³⁶ 神奈川新聞「都知事選出馬の桜井誠氏、演説で差別連発 歯止めなき『選挙ヘイト』再び」[2024 年 6 月 26 日] (<https://www.kanaloco.jp/limited/node/1088889>).

³⁷ 法務省 HP「関係省庁・地方公共団体との連携」(https://www.moj.go.jp/JINKEN/stophatespeech_renkei.html) 参照。

³⁸ 法務省人権擁護局 HP (<https://www.moj.go.jp/content/001290359.pdf>) に掲載。

- 金尚均(2017)『差別表現の法的規制——排除社会へのプレリユードとしてのヘイト・スピーチ』法律文化社.
- 金明秀(2014)「特別永住資格は「在日特権」か?」, SYNODOS, (2024年7月24日取得, <https://synodos.jp/opinion/politics/11245/>).
- 小谷順子(2013)「カナダにおけるヘイトスピーチ(憎悪表現)規制——国内人権機関の役割」『国際人権』, 24: 48-52.
- 瀧大知(2019)「ヘイトデモと警察対応——差別禁止法がない社会における『反差別』の立ち位置」『和光大学現代人間学部紀要』, 12: 133-150.
- 田中宏(2013)『在日外国人 第三版 法の壁, 心の溝』岩波新書.
- 中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会(2009)「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書 1923 関東大震災【第2編】」, 内閣府HP, (2024年7月24日取得, https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1923_kanto_daishinsai_2/index.html).
- 東京弁護士会(2024)「職務質問におけるレイシャルプロファイリングに関する意見書」, 東京弁護士会 HP, (2024年7月24日取得, <https://www.toben.or.jp/message/ikensyo/post-718.html>).
- 中村一成(2014)『ルポ京都朝鮮学校襲撃事件——〈ヘイトクライム〉に抗して』岩波書店.
- 日本弁護士連合会(2020)「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の適正な運用を求める意見書」, 日本弁護士連合会 HP, (2024年7月24日取得, https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/200910_2.html).
- 師岡康子(2013)『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店.
- 安田浩一(2023)「差別を正当化する妄想の寄せ集め——『在日特権』というデマ」, Dialogue for People, (2024年7月24日取得, <https://d4p.world/23066/>).